

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成29年度フォローアップ調査結果のポイント（1）

別紙 1

1 放送コンテンツの製作委託の実績

（ ）は昨年度調査結果

○放送事業者の72.6%(69.9%)、番組製作会社の82.1%(82.7%)が、調査対象期間中に放送コンテンツの製作取引があったと回答

⇒放送事業者：72.6%(69.9%) [地上基幹放送事業者:100%(99.1%)、衛星系放送事業者:77.0%(70.9%)、ケーブルテレビ事業者:59.6%(57.8%)]

⇒番組製作会社:82.1%(82.7%) [地上基幹放送事業者と製作取引があった番組製作会社:74.9%(76.2%)、衛星系放送事業者:27.8%(32.1%)、ケーブルテレビ事業者:17.1%(16.4%)]

2 ガイドラインの認知度

○ガイドラインの認知度は、放送事業者と番組製作会社の合計で94.2%に上昇(昨年度調査結果では91.7%)

・ガイドラインを知っていると回答した者の割合

⇒放送事業者：96.4%(95.6%) [地上基幹放送事業者:100%(100%)、衛星系放送事業者:97.9%(97.4%)、ケーブルテレビ事業者:93.3%(92.1%)]

⇒番組製作会社:90.7%(87.4%)

3 取引内容に関する事項

○おおむね昨年度調査結果と同じ傾向であるが、改善の兆しがみられる

(1) 発注書の書面交付が行われていない場合があった

・発注書の書面交付について、「交付しない(受けなかった)場合があった」又は「交付を全くしていない(受けなかった)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:14.1%(21.5%)、番組製作会社:39.9%(42.4%)

(2) 回答割合について、放送事業者と番組製作会社との間で大きな違いが見られた事項があった

①著作権の帰属

・完全製作委託型番組(完パケ番組)の製作委託をする(受ける)際に、その番組や素材に関する著作権等の取扱いについて「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)場合があった」又は「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:9.1%(14.0%)、番組製作会社:33.3%(42.1%)

②取引価格の決定

・放送番組の製作委託をする(受ける)際に、取引価格の決定について「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)場合があった」又は「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:0.9%(2.4%)、番組製作会社:27.3%(32.7%)

③取引内容の変更及びやり直し

・「当初の発注書や契約書に記載のない業務の追加の発注や、やり直しを要請した(要請された)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:3.0%(2.0%)、番組製作会社:15.3%(17.3%)

・「追加の発注ややり直しを要請した(要請された)」と回答した者のうち、追加の発注ややり直しを行なうための追加費用について「十分な協議がなく、放送事業者が一方的に決定した割合を支払った(支払われた)」又は「追加の費用を支払わなかった(支払われなかった)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:10.0%(16.7%)、番組製作会社:51.6%(54.2%)

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成29年度フォローアップ調査結果のポイント（2）

4 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」※

※平成29年6月27日、下請法等関係法令及び放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの周知・啓発を図っていくことを目的に設立。学識経験者並びに放送事業者及び番組製作会社の業界団体等により構成。

○協議会の活動に高い期待が寄せられている

（1）協議会の認知度

- ・放送事業者と番組製作会社の合計で60.9%が、「協議会」を「知っていた」と回答
⇒放送事業者:69.6%、番組製作会社:47.7%

（2）協議会による普及活動への期待

- ・放送事業者と番組製作会社の合計で87.0%が、「協議会」が実施するガイドライン等の普及活動について「意義があり期待できる」と回答
⇒放送事業者:94.0%、番組製作会社:76.4%

（3）受発注双方の認識の統一のための取組

- ・放送事業者と番組製作会社の合計で87.4%が、「協議会」が受発注双方の認識の統一のために実施するガイドライン等の周知活動について「意義があり期待できる」と回答
⇒放送事業者:93.4%、番組製作会社:78.2%

（4）受発注双方が活用できるマニュアルの策定

- ・放送事業者と番組製作会社の合計で87.6%が、「協議会」が策定する、受発注双方が活用できるマニュアルについて「活用していきたいと思う」と回答
⇒放送事業者:94.9%、番組製作会社:76.4%

5 放送コンテンツ（アニメ分野）における製作取引形態の現状

○放送事業者とアニメ製作会社の双方が製作委員会に参加している製作取引形態に、最も多い回答があった

- ・放送事業者が参加し、アニメ製作会社は参加していない製作委員会と製作取引を行ったと回答した者の割合 放送事業者34.4%、番組製作会社11.1%
- ・放送事業者とアニメ製作会社の双方が参加する製作委員会に参加してアニメ番組の製作を行ったと回答した者の割合 放送事業者81.3%、番組製作会社70.4%
- ・放送事業者は参加しておらず、アニメ製作会社は参加している製作委員会と製作取引を行ったと回答した者の割合 放送事業者12.5%、番組製作会社11.1%